

セクシャルハラスメント（セクハラ）をなくすために

1. このガイドラインにおいて、セクハラとは、相手を不快にさせる性的な言動により、陸上競技に携わる環境や、日常生活を送る環境を悪化させることをいう。
2. 役員・指導者・競技者等は、自らがセクハラを行うことがないように、指導者か競技者か等の立場の違いを超えて相手の人格を尊重するとともに、以下の事項を十分に理解・認識しなければならない。
 - ❖ セクハラに当たるか否かは、自らの判断によって決まるものではなく、個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、親しみを表すつもりと言動であっても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
 - ❖ セクハラを受けた者は、指導者・先輩・同輩等との人間関係を考えて拒否することができない等、明確な意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならないこと。

パワーハラスメント（パワハラ）をなくすために

1. このガイドラインにおいて、パワハラとは、直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等により、相手を精神的・身体的に傷つけることをいう。
2. 役員・指導者・競技者等は、自らがパワハラを行うことがないように、指導者か競技者か等の立場の違いを超えて相手の人格を尊重するとともに、以下の事項を十分に理解・認識しなければならない。
 - ❖ パワハラに当たるか否かは、自らの判断によって決まるものではなく、個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、親しみを表すつもりと言動、行為であっても、本人の意図とは関係なく相手を傷つけてしまう場合があること。
 - ❖ 相手が自分の意に沿わない言動、態度をとったときに、パワハラに頼っても、何ら問題を解決できるものではないこと。
 - ❖ パワハラを受けた者は、指導者・先輩・同輩等との人間関係を考えて拒否することができない等、明確な意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならないこと。

社会の範となるために

役員・指導者・競技者等は、セクハラ・パワハラ防止に努めるほか、常に以下の事項を意識し、陸上競技が青少年の夢と希望であり続け、また陸上競技に携わる者が社会の範として信頼され続けるよう、努めるものとする。

- ❖ 常に品位を保持し、公共の場における言動・態度・服装に注意を払うこと。
- ❖ 人種・国籍・性別・障害の有無等の違いによる差別をすることなく、平等の精神を持ち、他者の人格を尊重すること。
- ❖ 他者のプライバシーを尊重すること。競技場の内外における盗撮行為は、セクハラにも該当するので、厳に禁じられる。
- ❖ 反社会的勢力に該当する者と社会通念上ふさわしくない関係を持たないこと。
- ❖ 法令並びに国際陸上競技連盟または本連盟が定める規程（競技規則を含み、「規則」、「規程」、「規約」その他名称を問わず、遵守すべきものとして定められたすべての規範を指す）を遵守すること。